



近税正風会

number

91号

令和3年1月1日

正風会

新年のご挨拶

● 近税正風会会長	衣目修三	02
● 近畿税理士会会長	杉田宗久	03
第46回定期総会		04
令和2年 新春研修会・登録者歓迎会		05
令和2年夏の研修会の中止と コロナ禍における今後の研修計画		05
令和3年新春研修会のご案内		06
専務理事活動報告		06
理事活動報告		07
青年部大会		08

青年部 ゴルフ大会	09
青年部 web会議	09
コロナ禍におけるチエブクロの活用例	10
支部長紹介	12
青年支部長紹介	13
研修受講時間36時間を達成しましょう	14
令和2年認定研修一覧	14
近税正風会について	
● 綱領・成り立ちと現状	15
● お礼とご寄附のお願い	15



新年のご挨拶



衣目 修三

新年あけましておめでとうございます。

令和3年の年頭にあたり、近税正風会会員の皆様方に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症により、世界中が社会生活のみならず経済活動に大きなダメージを残す事となり、当会の諸活動も中止又は縮小をせざるを得ない事態に追い込まれてしまいました。

今年は、コロナに有効なワクチンや治療薬の開発が必ず成功するものと期待すると共に、当会の諸会務が停滞しないように、三密を避ける会場の確保やWeb会議・Web研修等デジタル技術の活用を図り、会務を推進して行こうと考えております。

また、過去に例のない大接戦と大混乱の中、アメリカではバイデン大統領が誕生し、アメリカの問題点とパワーの凄まじさを感じさせられました。今年はバイデン大統領のリーダーシップにより、コロナの適切な対策と社会生活と世界経済の秩序ある回復が実現すると信じる所であります。

また、コロナの対応策として取られたテレワークやWeb会議等新しい働き方の改革により、オフィスのスペース・勤

務スタイル・研修や会議のスタイル・ネット通販等多方面に大きな変化が今年は起きようとしています。

私達税理士事務所の在り方としても、テレワークに伴う働き方改革が大幅に可能な業種である事が認識される中、2ヶ所事務所の問題、顧客から預かったデータの保全の問題、所員の給与と働き方の貢献度測定の問題等、デジタル時代に対応した税理士法の改正と働き方改革が求められております。

最後に今年は近畿税理士会の役員選挙が行われる年であります。

当会の推薦する役員候補は、業界発展のために汗を流して頂ける、誰からも相応しいと認められる先生を選出すべく、慎重に審議決定し万全の対策を進めております。

しかし、はからずも選挙になりました時は当会の先生方のなお一層のご支援・ご協力を心からお願い申し上げます。

結びにあたり、当会会員の皆様におかれましては、健康に留意されまして、ご家族共々に健やかなる佳き年を迎えられますとともに、ご事業のご繁栄をお祈り申し上げまして、新年のご挨拶をさせていただきます。



新年のご挨拶



近畿税理士会 会長

杉田 宗久

令和3年の新春を迎え、近税正風会会員の皆様方に謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。また、平素は近畿税理士会の各種事業に対しまして格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。特に昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画していたような会務運営が出来ず、会員の方々にはたいへんご苦勞を強いることになりました。しかし、皆様方のご協力により現在まで何とか無事に苦難を乗り越えてきました。茲に重ねて御礼を申し上げます。

あらためて昨年を振り返りますと、①所得税確定申告期後半からの税務支援事業の中止、②会場型の研修会から、各自が事務所で研修受講できるようにしたインターネット配信での研修への移行、③会員相談・一般市民向け税務相談等の面談から電話転送やWEB会議システムを利用した相談への切替、④広報や研修のための会員各自のメールアドレスを用いた緊急連絡体制の構築、⑤理事会や各部委員会のWEB会議での開催など、従来とは比べようのない変化がありました。しかも、これらの改革は、長い間議論していたものとは言え、待たなしでの実行となりました。多くの方が集まり議論してから実行していく「当たり前」は、密閉、密接、密集というから成るもので

あったと実感した一年でした。

しかし、だからと言って何もせず留まっていることは出来ません。止まればピンチ進めばチャンスという言葉のように、前向きに考えてみると、税務相談、研修受講や各種会議については対面原則から脱却したため、距離の概念を考慮しなくてもよくなりました。遠方の方々がわざわざ天満橋に集まってくる必要がなくなり、今や税理士登録時の面接もWEBで行っています。会議の方法も対面原則・書面主義から一部電磁的方法が取り入れられました。これらはすごい改革だと考えられます。

今後は会務運営だけでなく、税務行政はもちろん経済社会のデジタル化が急速に進みます。そういう状況に対し、税理士業務をどのように行うか、税理士制度は如何にあるべきかなど、早急に検討しなければなりません。皆様からは引き続きいろんな視点から様々な意見をいただきたいと存じます。令和3年は役員改選の年ですので、近税正風会には共に時代の変化に立ち向かっていただける役員・部員をご推薦いただきたいと存じます。

結びにあたり、近税正風会の益々のご隆盛と会員皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶いたします。

近税正風会 第46回 定期総会

令和2年10月27日(火)午後3時30分よりホテルグランヴィア大阪「鳳凰の間」において、第46回定期総会が開催されました。

本定期総会は新型コロナウイルス感染症拡大防止に重点を置き、当日の会場運営においては、本部役員をはじめとする出席者全員の検温、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用のお願いと感染防止策が徹底され、事前周知と会員のみなさまのご理解とご協力により、トラブルなく定刻通りの開催となりました。

まず、堤執行副会長の司会により物故者への黙祷、ご臨席賜りましたご来賓の紹介が行われ、その後、太田執行副会長の開会の言葉に続いて、衣目会長が挨拶を行いました。次に阪南支部阿倍野部会の千村高司会員が議長に指名され、議事録署名人の選任を行ったのち、上程された議案の審議に入りました。

第1号議案「令和元年度事業報告承認の件」は田中執行副会長並びに各担当部長が議案説明を行い、第2号議案「令和元年度収支計算書及び財務諸表承認の件」は國分財務部長が議案説明を行い、その後、佐藤眞治監事より「適正に表示している」旨の監査報告を受け、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。



第3号議案「令和2年度事業計画(案)承認の件」と第4号議案「令和2年度収支予算(案)承認の件」も千村議長のつつがない進行により、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。

審議終了後には、杉田宗久近畿税理士会会長、白石信三桜美会新会長より丁重なるご祝辞を賜り、祝電披露ののち、勘場執行副会長の閉会の言葉をもって、定期総会は滞りなく閉会しました。

例年ですと定期総会終了後には意見交換会が開催されますが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から意見交換会は中止となりました。支部を越えての相互の親睦、交流を大いに深める機会が奪われ、非常に残念でなりません。来年はコロナ禍が終息し、例年通りの意見交換会が開催されることを期待します。

令和2年 新春研修会・登録者歓迎会



令和2年1月17日、ホテル阪急インターナショナルにおいて、近税正風会新春研修会及び登録者歓迎会が開催されました。

新春研修会は、上西左大信先生を講師にお招きして「令和2年度税制改正について」「消費税の複数税率適用後の留意点」の二部構成にてご講演いただきました。

まず第一部では、個人所得課税について、配偶者居住権の消滅等に係る措置が講じられたこと、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しがなされること、法人課税について、一定のベンチャー企業への出資に対し一定額の所得控除を認める措置が講じられたこと、連結納税制度の見直しがなされること、消費税について、居住用建物の取得等に係る仕入税額控除制度の適正化がなされることなど、実務に直結する箇所を中心に詳し

くお話いただきました。

次に第二部では、昨年10月適用が開始された消費税の複数税率制度について、顧客指導にあたり注意すべき点を中心に、国税庁のQ&Aの解説も交えながらご講演いただきました。

どこよりも早い改正情報だけでなく、実際にスタートした複数税率への対応も併せての内容で、実務にすぐ役立つ素晴らしい研修会だったと思います。

研修会終了後は、6階の瑞鳥の間に会場を移して、「令和2年度新規登録者歓迎会」が開催されました。衣目会長の挨拶に始まり、新規登録の28名の先生方が登壇されご紹介されました。その後は、今崎民治桜美会会長のご乾杯のご発声をかわきりに、和やかな懇親会がスタートし会員と新規登録者が親睦を深める歓迎会にふさわしい盛大な宴会となりました。

(中谷 潤)



令和2年夏の研修会の中止とコロナ禍における今後の研修計画

昨年の夏の研修会は、7月の開催に向け準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の推移・現状を踏まえて慎重に検討を進めた結果、夏の研修会の開催は困難と判断し中止といたしました。ご参加を予定されていた近税正風会会員の先生方には、ご迷惑をおかけいたしましたが無卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。

現状のコロナ禍におきまして、近畿税理士会主催の研修会は、当面の間、会場参加型は実施されず、事務所等で視聴できる「個別ライブ配信」により実施されており、会場参加型の研修会は開催されていない状況です。

近税正風会事業部としましては、会場参加型の研修

会のメリットである会員先生方とのコミュニケーションを取ることで、仕事の仕方や考え方などの意見交換を行い、ネットワークを拡大できるような会員組織にしたい思いがあります。

したがいまして、本年の新春研修会を会場参加型として開催いたします。ただし研修会後の懇親会の開催ができないのは非常に残念です。当然のことですが、研修会では三密を避けるため、会場収容人数800人の半分を定員として密集・密接を防止し、会場内の換気設備により会場内の空気の入替えを行い、密閉を防止いたしますので、奮ってご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

令和3年 新春研修会のご案内

令和3年度税制改正においては、昨年度に引き続き、①人口減少・少子高齢化社会への対応、②働き方やライフコースの多様化等への対応、③経済のグローバル化やデジタル化への対応、④デジタル化時代における納税環境整備、⑤持続可能な地方税財政基盤の構築を中心に、改正が行われる見込みです。

特に今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、ビジネスモデルや産業構造の変容が迫られ、国内外の経済・社会において「新たな日常」への対応が求められていることを踏まえた各種の税制措置が構築される予定です。また、実務に影響のある期限切れとなる措置も多くあり、適用の延長に伴い、適用要件の見直しが行われる可能性があります。

そこで今回の研修会は、与党の税制改正大綱及び各省庁の税制改正に係る資料を基礎として税理士の上西左大信先生に令和3年度の税制改正のポイントを解説していただきます。

日 時： 令和3年1月18日(月) 午後2時(1時30分受付)

場 所： エル・おおさか(大阪府立労働センター) エル・シアター

研修会の後の、懇親会並びに新規登録者歓迎会は新型コロナウイルスの影響により開催を中止させていただきます。

専務理事活動報告



専務理事の職務と 新型コロナ対応について

専務理事
相間 宏章

近税正風会の推薦をいただき、近畿税理士会(本会)で専務理事を務めさせていただいております、東支部の相間宏章です。

はじめに、本会会務運営にいつもご協力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。本会には16の部と3つの常任委員会並びに法対策推進本部があり、それらの部委員会の部長及び委員長を構成する専務理事は、ほとんどが近税正風会のメンバーで構成されています。

税理士制度の維持発展のためには、真摯に会務に向き合ってくれる先生を今後も引き続き近税正風会から推薦していただくことが大変重要になると毎日実感しています。

専務理事は、事務局長を指揮監督し会務を掌理

することが職務である旨本会会則に定められています。現在2名の専務理事ですべての部委員会を担当し、事務局と一丸になって会務の運営に当たっているところです。

令和2年は、新型コロナウイルスによる世界的なパンデミックという未曾有の出来事がありました。これに伴い、日本政府からは今までの生活様式を見直し、新しい生活様式を実践するように提唱されました。そのため、本会の会務も大きく様変わりをする事となりました。定期総会については感染防止のため、出席をできるだけ見合わせインターネットによる配信を行いました。理事会をはじめ各部委員会の会議もウェブによる会議が主流となりました。今まで当たり前に行っていたことがすべて見直され、10年分のデジタル化が半年で一気に進んだともいわれています。このように合理的かつ便利になった方法はどんどん取り入れた上で、今後の本会会務運営を考えていく必要があります。

情報の適時性と即時性という観点から、昨年の6月から本会からのメール配信を始めています。ぜひ会員専用ホームページから登録していただけますように、ご案内申し上げます。

理事活動報告



税制に対するご意見・ ご要望をお寄せください

京都府支部
佐々木 栄美子

令和元年7月に調査研究部副部長を拝命しました京都府支部の佐々木栄美子です。

調査研究部では事業計画に則り、「税制改正に関する意見書」の作成・大学等における「寄附講座」・弁護士会との「事例研究会」・2年に一度の「研究討論会」を、大きな柱として活動しております。

それぞれの活動内容を少しご紹介しますと、寄附講座は、本年の春から京都産業大学法学部にて「現代社会と税

法」と題して開講予定です。また、弁護士会との事例研究会は100回を超え、直近では、「社外監査役の責任」について事例を交えて研究会を開催しました。昨年10月には、ビデオ配信研修として、第4回近畿税理士会研究討論会「令和時代の税制における格差是正のあり方」を開催し、マルチメディア研修として配信されています。

そして、一番大きな柱である、「税制改正に関する意見書」については、本会ホームページのトップページ、「税に関する研究」の欄に毎年分掲載されています。部内で、税制、財政及び納税環境整備に関する調査研究を行い、みなさまから寄せられたご意見も含めて取りまとめ、日本税理士会連合会に提出しているものです。これについては年を通して意見募集をしていますので、ぜひ一度ご意見をお寄せください。

今後とも、調査研究部へのご理解とご協力を賜れますよう、よろしくお願い申し上げます。



「私と近税正風会」 そして「指導連絡部」

阪南支部
橋本 良弘

近税正風会より近畿税理士会理事候補のご推薦をいただき、令和元年7月より理事として指導連絡部副部長を拝命しております。

まず、「私と近税正風会」ですが、青年部阪南支部長の後、青年部本部で秦青年部長、西尾事務局長の時（親会は田村会長、關総務局長の時代でした。）に事務局次長を仰せつかり、青年部卒業後は事業部副部長を務めておりました。

た。その間いつも会員の皆様には大変お世話になりました、ありがとうございました。

さて、「指導連絡部」は、部の名称では分かりにくいのですが、近畿税理士会と支部・支部連合会との連絡調整のために「支部長会、支部連合会長会、本会と支部役員との連絡会議」などを開催し、また支部運営を円滑に行っていただくようお手伝いをさせていただき部署部会です。

令和2年4月以降はコロナ禍の影響で、指導連絡部でも部会や上記会議についてもオンライン開催となり、令和元年以前とは変わった状況となりました。各支部でも同様であったと思いますが、83支部が近畿税理士会会務の基礎であることには変わりはありません。

今後とも各支部のスムーズな運営の一助となるよう精一杯汗をかいてまいりますので、より一層のご支援を賜ります様お願い申し上げます。



登録調査委員会の 現況

和歌山県支部
岡野 良平

近税正風会から近畿税理士会理事のご推薦を賜り、登録調査委員会副委員長を拝命しております和歌山県支部の岡野良平でございます。

理事として、開催される理事会には欠かすことなく出席し、各議案の決議等に関わらせていただいております。

登録調査委員会では毎年500名を超える新規登録申請者について、毎月委員会を開催し、登録に必要な調査を

し、指導又は助言を行い、適正かつ迅速な日税連への進達を心がけております。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言以後も当委員会は止まることなく業務を行ってまいりましたが、感染拡大防止のため、直接面接は可能な限り避け、ほとんどの申請者には「Zoom」を利用したオンライン面接を実施しています。

導入当初は申請者も我々もシステムに不慣れで、思わぬタイムロス等もございましたが、事務局とも検討を重ね、より効率的な面接ができるようになってきたと思います。

登録調査委員会は秘密会であり、面接時に知り得た申請者の様々な個人情報等について、委員である間はもちろんのこと、委員でなくなった後も守秘義務がございます。

そのような責任ある立場であることを自覚し、より良い人材を業界へ受け入れられるよう努力いたしますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

青年部大会(研修の部)

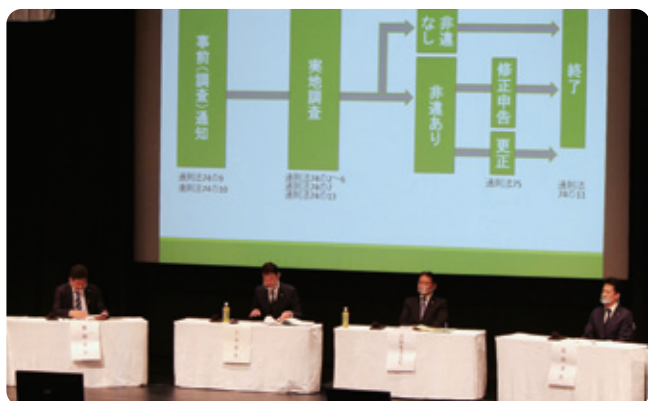


令和2年12月2日エルおおさかにて、第11回青年部大会(研修の部)が開催されました。

第1部の研修は、『これからは慌てない!焦らない!税務調査スマート対応』というテーマで行われました。事前に「実務的な対応について経験談を交えて、スペシャルゲストと共にディスカッションを行います」という案内だけがされ、当日までそのゲストは明らかにされませんでした。当日登壇されたのは、和田山・富田林・奈良の各税務署長を



歴任された吉田弘文先生でした。経験豊富な先生と青年部事業委員の先生によるディスカッションでは、実際の調査現場でどのような対応をしているかなどのお話もされ、参加された先生方は興



味深く聞いていました。

第2部の研修は、『今さら聞けない税理士の使命と今だから聞きたいテレワーク』というテーマで、青年部制度委員会の先生による会話形式?茶番劇??コント???のような形で難しく感じがちな税理士法や、どのように進めていいか戸惑ってしまうテレワークについて分かりやすく解説され、時折会場が笑いに包まれていました。

研修最後の挨拶で、上谷事業委員長が「1から手作りの研修でコロナ禍でもあったためメールやリストやウェブで山ほど打合せをした」と、太田制度委員長は、「税理士制度はあまり見ることがないが今日の研修で少しでも頭に残ってくれたら嬉しい」と話されました。

両委員長の言葉と研修の冒頭挨拶された辻青年部長の「事業委員会と制度委員会が相当な回数にわたって準備をしてくれた。コロナ禍で開催できるか不安だったが、この日を迎えられるという言葉から、今回の青年部大会が大変な状況の中で準備され、多くの先生がこの日のために尽力されたことを感じました。

(吉田 祐介)



青年部 ゴルフ大会



令和2年8月24日、泉ヶ丘カントリークラブにおいて第42回近税正風会青年部ゴルフ大会が開催されました。今年は新型コロナウイルス感染症の影響があった中、総勢74名の参加となりました。

当日は最高気温38度という酷暑でしたが、風はほとんどなく、晴天の中でプレーが行われました。競技方法はHDCP上限なしのダブルペリア方式で行われ、ゴルフの腕前に関係なく幅広く楽しむことができました。

新型コロナウイルス感染症対策のためプレー後の成績発表等の開催は断念することとなりましたが、個人戦、団体戦、ドラコン、ニアピンにおいて数多くの豪華賞品が用意されており、大変盛り上がりしました。

(奥浦 清人)



個人戦

優勝

中野 誠 泉支部

グロス

89

ハンデ

20.4

ネット

68.6

準優勝

押野有紀 城南支部

93

20.4

72.6

3位

中塚高志 泉支部

91

18.0

73.0



団体戦

優勝

泉支部

準優勝

東大阪支部

3位

北支部



青年部 web会議

令和2年4月7日に大阪府に緊急事態宣言が発出され、4月16日には対象が全国に拡大されました。

緊急事態宣言による行動制限の中、ICTを活用したオンライン会議への注目も高まり、近税正風会青年部としては、この時代の流れをいち早く取り入れるべく、各委員会の会議等について、Web会議を行っていく方針を決めました。

やはり、初めは不慣れな部分が否めませんでしたが、回数を重ねる毎に会議として十分機能し始め、令和2年11月30日時点において各委員会等延39回を超えるWeb会議が行われ、また、若手税理士の交流の場である「つぼみの会」についてもWeb開催を開始しました。

これからも時代の変化にいち早く対応することができる近税正風会青年部であり続けられる様、精進して参ります。

(松井 勝彦)



委員長次長会議



webつぼみの会

コロナ禍における「チエブクロ」の活用例

青年部を中心に仕事に役立つ情報交換や悩みの解決策として知られる「チエブクロ」。

このコロナ禍においては過去に経験したことのないような相談事も多く、その打開策として多くの会員のみなさまにお役に立てたものと思います。

また、いち早い情報の発信源としての役割も遺憾なく発揮したものと思います。

ここではその活用例を一部抜粋にてご紹介したいと思います。

（令和2年6月4日の質問）

Q. お忙しいところ恐れ入りますが、新型コロナウイルス対策として設けられている各種給付金についてご教授お願いいたします。各種給付金の要件には「売上高が前年同月比50%以上減少している」というものが多く、提出書類には「概況書（前年同月を含むもの）」があるかと思います。そこでご教授いただきたいのは次の2点です。

①期中は入金時に売上計上し、決算時に未収・前受処理をしている場合には、概況書ウラ面の月別売上高が「〇月分売上」と一致しなくなりますが、この場合においても申請については「〇月分売上」を計算して提出しても問題ないのでしょうか？（概況書ウラ面の該当月の金額とは異なりますが、大丈夫なのでしょうか？）

②例えば4月で計算する場合、税込経理だと前期は消費税率8%ですが、今期は10%になっています。判定は税抜金額ですべきと考えますが、上記①と同様に概況書ウラ面と金額が一致しなくなりますが、問題はないのでしょうか？

また、これらのような処理をして問題なかった等の情報がありましたら、ぜひ教えてください。

A. 【回答者1】

①についての事です、そんなに深く考えて申請してませんでした(-_-;)おっしゃる通り期末に未収前受で処理している所が大半でして、そのような処理のまま申請しております。もう既に給付金が振り込まれてる顧問先ばかりで、問い合わせがきた案件は今のところ一件もありません。なので、大丈夫なのではと思っております。

②につきましては、申請した顧問先が税込み処理経理を採用しておりますので、わかりません(>_<) ご参考になりましたでしょうか？よろしくお願いいたします。

A. 【回答者2】

②の件についての経験談ですが、記載されている内容で問題ないと思いますが、概況書の当該月の金額と持続化給付金の申請フォームの対象額の前年度売上額の金額が異なると不備のメールが届き、入金が遅れることとなりました。書類審査上、上記前期の金額は合わせておき、もし以後確認調査等があった際に明確な回答ができるようにしておくしか方法がありませんでした。参考程度ですが、今後ともよろしくお願いいたします。

（令和2年6月17日の質問）

Q. 実は、市民税が遅れています。これって、周知のことなのでしょうか？

私は、南税務署に申告し、奈良市から市民税がきます。ところが、来ている人もいるのに、私のは来ません。不審に思った私は、奈良市役所に問い合わせました。すると、「大阪市税事務所よりデータが来ていません。」とのこと。どういことか調べていただくと、大阪市の方で処理が追いつかず止まっているらしいのです。確かに、恥ずかしながら4月に入ってぎりぎりの申告でした。どうするか聞いたところ、「6月30日の納付は無理なので、2～4期で3分割します。」とのこと。コロナの影響恐ろしいですね。一般の方は混乱すると思いました。ご存知でしたら、すいません。

A. 住民税が遅れているとのことでしたが、私のところも計算が間に合っていないようでした。

新型コロナウイルスの影響により申告期限が延長されましたが、多くの市町村のHPには「3月17日以降に提出の場合は当初算定が間に合わない可能性がある」旨の記載がされていました。（先程確

認したら奈良市にもありました。)

<https://www.city.nara.lg.jp/site/coronavirus/62612.html>

2~4期の3分割になるようですが、人によっては1回あたりの納税額が大きくてビックリするでしょうね。(住民税が5%から10%になったときのように。) ちなみに、私の友人が3月初めに郵送で申告したそうですが、住民税の計算が誤っていたとのこと。内容としては、居住用の譲渡損の損益通算だったのですが、通算されず普通に課税されていたそうです。(市役所も「計算ミスです」と平謝りだったとか。) コロナの影響、かなり大きいようですね。

— (令和2年7月6日の情報発信) —

大阪府の発表です。

この事前確認は、府規則に規定する「専門家による助言その他の必要な支援」として専門家に実施していただくものです。

申請書類の事前確認に係る費用については、一定の基準のもと大阪府が負担いたします。

事前確認書への署名1件につき5,000円(税込)を大阪府が負担いたしますので、その範囲で事前確認していただき、申請者に請求しないようお願いいたします。

なお、申請者から、「事前確認」業務以外の業務を、別途、受託されることとなった場合には、当該業務に関し、所定の対価を受領いただくことは、この限りではありません。

書式(様式3-2)を掲載しました。【7月6日更新】

専門家による申請書類の事前確認のための手引き(手順書)を更新しました。【7月6日更新】

詳細は下記URLよりご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/kyuugyouyouseigai/index.html>

— (令和2年7月6日の情報発信) —

既にご存じ、対応済の先生方も多いかと思いますが、新型コロナウイルスの影響で収入が30%以上減少した者(給与所得・事業所得等)について、大阪市が今年2月~来年3月分の国民健康保険料の減免を行っています。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000503428.html>

前年合計所得	減免率
~300万円	10/10
~400万円	8/10
~550万円	6/10
~750万円	4/10
~1,000万円	2/10

今日対応したお客様の件では、八尾市も同様の措置を取っていましたので、近隣の自治体でも可能性はあると思います。

— (令和2年7月27日の情報発信) —

ご存知の先生も多いと思いますが、守口市は、大阪府の休業要請・休業要請外支援金を受給できなかった場合、要件に該当すれば事業活動継続支援金なるものを支給するそうです。

新型コロナウイルス感染症による給付金・補助金などは各都道府県・市町村で独自にありますね。

ご参考までに。

<http://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/kikakuzaiseibu/kikakuka/1594084862160.html>

このようにチエブクロは幅広く活用され、会員みなさまの情報ツールとしてお役に立てています。チエブクロに登録したいと思われる方、また、登録しているつもりだけど何もメールが届かないと感じる方は別紙『メーリングリスト「チエブクロ」の案内』から今すぐご登録(再登録)してください!

支部長紹介



東支部
田中 和雅



西支部
吉栖 照美



南支部
中谷 裕之



北支部
今中 徳治



淀川支部
森下 政彦



城北支部
尾崎 浩文



城南支部
井上 準治



阪南支部
瀬戸 繁治



東大阪支部
濱田 明久



泉支部
明松 優



茨木支部
古屋 秀典



豊能支部
安積 重和



京都府支部
原 綱宗



神戸支部
福田 隆彦



兵庫県東支部
富岡 秀樹



兵庫県西支部
澤田 千博



奈良県支部
辻井 賢博



和歌山県支部
下林 善信



滋賀県支部
戸次 威左武

青年部支部長紹介



東支部
蒲生 武志



西支部
小川 光彦



南支部
夫馬 竜司



北支部
江本 誠



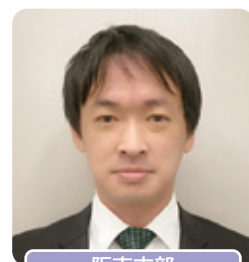
淀川支部
中田 慎吾



城北支部
佐竹 博人



城南支部
押野 有紀



阪南支部
千村 理人



東大阪支部
首藤 直樹



泉支部
中塚 高志



茨木支部
外村 孝行



豊能支部
横田 好秀



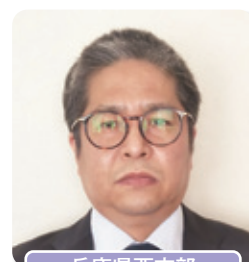
京都府支部
有田 耕介



神戸支部
松下 伸介



兵庫県東支部
符阪 吉保



兵庫県西支部
田端 茂広



奈良県支部
及川 健太



和歌山県支部
川村 尚史



滋賀県支部
上林 清司

研修受講時間 36時間を達成しましょう

現在、近畿税理士会では新型コロナウイルス感染症拡大の情勢を踏まえ、講師及び会員の安全を確保するため、本年度中の会場参加型研修会の開催は見合わせています。会員の受講義務の適正な履行に向けて「マルチメディア方式による研修会」を順次実施しHPに掲載しております。マルチメディア研修は自分の空いている時間に自由に視聴することができます。視聴している途中で寝てしまったり、邪魔が入っても巻き戻してもう一度視聴することができます。仕事の合間や休日に、HPのマルチメディア研修をぜひご覧ください。また全支部に対してDVDの送付を再開しましたが、新たな取り組みとして会員から直接DVD(テキスト・受講時間認定申請書含む)の送付依頼があった際に有料(1研修当たり1,000円)ではありますが個別に事務所またはご自宅にDVD等を送付する取扱いを始めましたので受講時間義務の達成にお役立てください。そのほ

かの制度としては日本税務研究センターの「日税研通信ゼミ」があります。センターが発行(web情報を含む。)している雑誌等の内容に関するレポートを提出することにより、審査の結果、最大24時間の研修受講時間認定を受けられる制度です。1レポートの文字数は1,000字程度で、4時間の研修受講認定を受けることができます。審査料は1レポート 1,500円です。ただし、センターの賛助会員及び日本税理士共済会の会員(制度加入者)の場合は無料となります。この機会に日本税務研究センターの賛助会員になってレポートを提出し36時間の受講義務を達成しましょう。詳しくは日本税務研究センターのHPをご覧ください。



研修部長
山田 由美子

令和2年認定研修一覧

開催年月日	主 催	開催場所	研修内容(テーマ)	時間数
R2.1.13	青年部 兵庫県西支部	天望苑	税理士として顧問先にすべき融資サポート	1.0
R2.1.17	近税正風会 本部	ホテル阪急インターナショナル	令和2年度税制改正	1.0
R2.1.22	阪南支部	住吉大社吉祥殿	所得税の誤りやすい事例	3.0
R2.1.29	青年部 神戸支部 加古川部会	加古川プラザホテル	税務上の諸問題について	3.5
R2.11.5	青年部 神戸支部 加古川部会	加古川市総合福祉会館	税務調査のよもやま話	1.0
R2.11.23	青年部 兵庫県西支部	天望苑	連結納税の実務対応	3.0
R2.12.1	青年部 京都府支部	京都税理士会館	第1部 年末調整の留意事項 第2部 コロナに負けない事務所経営	1.0
R2.12.2	近税正風会 青年部 本部	エル・おおさか エルシアター	第1部 これからは慌てない! 焦らない! 税務調査スマート対応 ~国税通則法等関係法令の再確認~ 第2部 いまさら聞けない税理士の使命と今だから聞きたいテレワーク	2.0

● 近税正風会 綱領 ●

近税正風会は、税理士の使命に則り、会員の人格の陶冶、専門的技能の涵養に務めると共に、良識ある税理士の団体として、和の精神に基づく対話と協調により、近畿税理士会ひいては日本税理士会連合会の活力ある会務の遂行に寄与し、以て健全な税理士制度の発展を図る。

● 近税正風会の成り立ちと現状 ●

近税正風会は、当時、混乱していた税理士会の会務運営を正常化することを目的に、見識ある税理士有志により、昭和50年1月24日に設立されました。

以後、近税正風会は、税理士会の正常で活力のある会務運営に寄与するために活動しており現在では近畿税理士会15,000名を超える会員の内、約7,000名の会員が近税正風会に所属しています。

近畿税理士会の会長をはじめとして多数の役員を近税正風会が推薦し応援しております。また、推薦させて頂いた役員諸氏は、真に税理士の未来を考え、真摯に会務を遂行して頂いております。近税正風会は、対話と協調を基本理念とし、適切な税理士制度の発展のために、尽力しています。

● お礼とご寄附のお願い ●

会員先生方には近税正風会の会務運営につきまして、常に温かいご協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

近税正風会では、寄附金を9月と2月の年2回に分けてお願いすることとさせて頂いており、去る令和2年9月末日を期日とさせて頂いた第1回目の寄附金につきましては、多大のご支援を賜り着々と成果を挙げております。

第2回目の寄附金のお願い(令和3年2月末日期日)は、1月中旬頃にお送り致します。

出費ご多端の折、誠に恐縮ですが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご入会のお申し込み、その他お問い合わせはこちらまで

近税正風会事務局

〒540-0034 大阪市中央区島町1丁目2番3号 三和ビル4階

TEL 06-6942-7090 FAX 06-6943-0183

<http://www.kinzei-seifukai.com>

※会員専用ページへのアクセスにはIDとパスワードが必要です。近税正風会事務局までお問い合わせ下さい。



近税正風会

検索

近税正風会

みんなで創ろう!税理士の未来

私たち税理士には、

「税務に関する専門家」としての社会的使命が求められます。

それに応えるためにも、税理士は

- 税理士法第1条(税理士の使命)を堅持し、
- 「納税義務の適正な実現」を図るべく、
- 納税者の信頼にこたえられる資質を維持向上し、
- 税理士制度の発展につとめるべきです。

近税正風会は、

- 税理士という職業を「夢」のあるものにしたいと考える、見識ある税理士の集まりです。
- 充実した研修会や和やかに集える懇親会を開催することにより、会員相互の交流・情報交換を行っております。また、45歳以下の税理士で組織する「青年部」を有します。
- そして、何よりも、私たち税理士の未来のために真摯に会務にあたってくれる人材を、近畿税理士会に推薦することを第一義としています。